

を通じて、高齢者の健康管理に努めている。元氣老人対策としては、老人クラブ活動への支援・助成を中心に、高齢者の生きがいと健康づくりの推進に取り組んでいる。

**農業政策**

**Q** 休耕田、遊休地の利用について

**A** 生産調整は米の価格の回復、農家所得の確保に必要な対策であり、農家の協力を得ながら、目標達成に向けて努力していく。また、集落営農活動や、新たな中山間地域等直接支払い制度の活用により、耕作放棄地の発生防止と解消に取り組んでいきたい。休耕田、遊休地利用の方策としては、公共事業の代替地としての幹旋や貸し農園・体験農園などの利用をはじめ、農業公社や農地流動化事業等の積極的活用、認定農業者など担い手農家・中核農家等への農地の集積により、耕作放棄地の減少を図っていく。

**財政問題**

**Q** ①本市の財政状況について

②平成十三年当初予算編成方針について

**A** ①平成十年度から行っている財政健全化策の効果は少しずつあらわれ、財政指標が除々にではあるが改善傾向にある。しかし依然として厳しい状況にあり、平成十六年度までは、財政調整基金を取り崩して収支の均衡を保たなければならぬものと予測している。

②予算編成にあたっては、本市の活性化につながる重要施策の積極的な展開を図りつつ、第三次行政改革大綱に基づき、引き続き財政の健全化に努力していく。また、総合計画に盛り込まれた事業を推進するためのソフト事業に積極的に取り組むとともに、新まちづくりプロジェクトや業種別懇話会の検討内容を予算編成に反映させていきたい。

**教育行政**

**Q** 小浜小学校の移転問題に関し、その後の進展および展望について

**A** 小浜小学校建設促進期成同盟会との懇談会、あるいは広報おばま等で、十年以内をめどに校舎を建設いたしたく、そのための資金を次年度から積み立てたいとの考えを述べさせていた。現在、教育施設整備関係部長会を設置し、早期に建設計画を取りまとめるよう指示したところであり、教育委員会が主体となつて、校地の選定、校舎建設計画などについて検討作業を行っている。

**バス路線廃止**

**Q** バス路線廃止にかかる県・市の対応について

**A** 改正道路運送法は来年秋ごろ施行される見通しであり、これによりバス事



業への参入・退出・路線の廃止が六カ月前の届出で自由になる。西日本JRバスはこれを契機に若江線以外の赤字バス路線の廃止を平成十四年四月一日から実施したいとの意向を示してきた。深刻な問題として受けとめ、直ちに関係機関へ要請を行ったが、厳しい回答を受け取ったところである。JRバスの運行は、通勤・通学・高齢者の外出機会の確保等、生活に欠かせない重要な交通機関であることから、現在、小浜市公共交通対

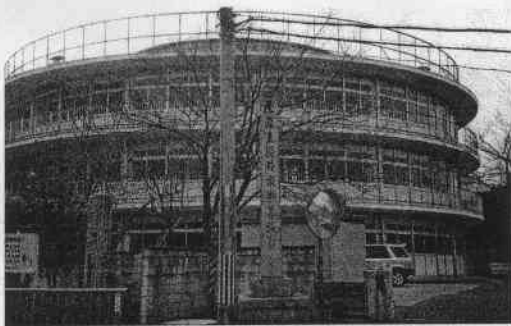
策協議会を設立し、今後のバス運行や、他市町村との連携も視野に入れた総合的なバス対策を検討しているところである。国や県の動向を見極めつつ、最善の選択をしながらバス路線の維持を図っていきたい。

**まちづくり推進の手法**

**Q** ①市民参加による提案が多様化する中で、まちづくりの進め方について

②(仮称)まちづくり条例の制定について

**A** ①市民ニーズを的確に把握し、合意形成と市民意識の向上を図りながら、行政と市民の適正な役割分担のもとにまちづくりを進めていく必要がある。また、市民が行政に参加しやすい環境づくりも重要な課題である。現在、地区別政策懇談会をはじめ、新まちづくりプロジェクトチーム、業種別懇談会を設置し、様々な方面から市民の皆様のお見合いしている。これらの意見については、その緊急性・経済性・効果等を総合的に勘案し、今後の施策の立案に活かしたい。



②近年、景観条例や福祉のまちづくり条例、環境基本条例など、まちを美しく住みやすくするための条例が各自自治体で制定されている。しかし、こうした条例は一定の規制を伴うものであり、市で一方的に制定するのではなく、審議会や公聴会など市民の皆様のご意見を伺いながら進めていきたい。

**新まちづくりの推進**

**Q** ①御食国・食のまちづくりプロジェクト

②小浜城等の復元について

**A** ①第四次総合計画の目指す将来像として、「心やすらぐ美食の郷・御食国若狭おばま」を掲げ、農林水産業をはじめ、文化・教育・環境づくり・健康づくりなどを進めていきたいと考えている。まちづくり推進室を設置し、ソフト・ハード両面にわたる調査・研究を進めるとともに、御食国・食のまちづくりプロジェクトチームの研究結果も参考にしながら、効果的な手法を検討していきたい。

②小浜城復元の目的としては、本市のシンボルとして、観光の目玉として、また市民の誇り、地域文化の向上に資することにより、本市活性化の柱となるものと考えている。現在、プロジェクトチームにおいても、その効果、費用等について検討いただいている。長期的視野にたち、民意をくみ取り、ビジョン・整備方法等を明らかにしたうえで、復元の時期等について検討していきたい。

**行政事業評価システム**

**Q** 行政事業評価システムの導入について

**A** 今までの行政は、計画と予算執行に力を入れ、評価にはあまり目を向けてこなかった。今後は、各種の施策や事務事業について、目的・結果・成果を明確にし、その成果を踏まえた上で新たな行政課題を見つけ、事務事業を改善していかなければならない。そのため的手法が行政評価である。現在、確立された行政評価システムがないため、コンサルやシンクタンクに委託せず、職員自らの手

で市独自の効果的な評価システムを作成していきたいと考えている。来年度から実施する第三次行政改革の実施計画において、詳細なスケジュールを決定し、早期導入に努めたい。

**クリーンセンター**

**Q** ①業務状況について  
②地域住民からの苦情等について

③今後の管理運営の課題について

**A** ①処理能力五十六トン/日・十六時間稼働の准連続式燃焼炉であり、ごみの搬入量は、四月から十一月までの八カ月で七千九百九十九トン、焼却量は七千八百七十九トンである。一日あたり平均四十八・九トンの焼却量となり、当初計画の処理能力よりやや少なめとなっている。焼却時間は十二・四時間程度である。

②苦情等については、即座に対応できる体制をとっている。周辺地域の悪臭や煙に関する苦情があったときは、直ちに調査を行っており、いずれも施設の原因ではないと考

えられたため、その都度、文書や電話でその旨、連絡している。

③ごみの処理には万全を尽くし、環境汚染が発生しないよう運転管理には細心の注意を払っていく。施設の維持管理経費節減の方策も、今後、考えていかなければならない課題である。

**ケーブルテレビ若狭小浜**

**Q** ①広域化について  
②デジタル放送開始に伴う対応について

**A** ①平成八年度より若狭五市町村で検討を重ね、本年九月末に合意が得られた。平成十三年度に県の補助を受けて整備をしたい。チャンネルOと上中町、大飯町、

高浜町を光ケーブルで接続し、名田庄村については、平成十四年度に接続する予定である。接続後は、自主放送番組を一括してチャンネルOで制作することになり、各種イベント情報や生活関連情報など一元的に広域提供できることになる。

②当面は、チャンネルOでデジタル放送を受信し、アナログ変換して、現在の各家庭のテレビでもデジタル放送が見られるように対応する。当初、五チャンネル分を変換し、放送する予定である。将来は、視聴者の負担を考慮しながら、デジタル放送に切り替えられるよう指導していく。

**1-T革命**

**Q** ①市の取組みについて  
②行政の情報化について

③小中学校における1-T教育について

④市民の情報リテラシーの向上について

⑤1-Tの担い手育成について

**A** ①本年七月にホームページを開設し、来年度は庁内LANおよび地域イン



ターネット事業に取り組み予定である。市民サービスコーナーをはじめ、公民館、小中学校へのLANおよびインターネットを整備し、市の情報を提供していく。また、四月からはITの推進、情報化を図るための庁内体制づくりに取り組んでいく。

②パソコンについては、現在、約九十台を各課に配置している。しかし、国の目指す電子政府による電子行政の受け皿としての庁内全体の電子システム化は未整備であるため、平成十三年度中に庁内LANの整備を行い、IT革命に対応していきたい。

③中学校二校においては、生徒一人に一台の基準で、それぞれ四十一台のパソコンを導入し、その後、追加導入により現在は百三台となっている。国語、数学、理科、音楽、総合的な学習の時間において、インターネットを活用するなど有意義に利用している。小学校の導入については、各小学校の最大クラスの二人に一台を予定しており、現在まで百十三台を設置している。インターネットを活用した「調べ学習」などにより、児童の自主性を引き出し、生

きぎした学習活動が展開されている。今後の導入については、今年度中に国の補正予算を活用し、残り十校すべてのパソコン教室の改造とパソコン百二十二台を導入する予定である。



④公民館を中心に市民のIT基礎技術の習得を図るための講習会を予定している。市の職員が自ら技術を習得することが大切であるとともに、市民団体への協力依頼や、支援策等も講じていかなければならない。

⑤現在、市の若手職員が講師となり、業務終了後、パソコン講習会を開催している。また、管理職を対象とした初級パソコン研修を実施したところである。今後、本市がIT

の推進に取り組んでいく中で、庁内LANの開発および運営、公式ホームページによる情報発信、また公民館等の出先機関に対するITの推進・指導等を行っていく。

### 大型イベント

**Q** リゾートラインの起爆剤として大型イベント、シルクロード御食国・若狭小浜食彩エキスポを行ってはどうか。

**A** 現在、福井県と嶺南市町村において、平成十五年春の小浜線電化開業、平成十四年度中の近畿自動車道敦賀線小浜西インターの開通にあわせ、平成十五年度に大規模なイベントを開催する計画で検討に入っている。テーマは未定であるが、食が中心的なテーマとなり、本市がメイン会場となる予定である。その際には、大陸文化渡来の要衝地、鯖街道起点の地、あるいは朝廷に食材を提供した御食国として、全国に情報発信し、本市を中心とする若狭地域の誇れる歴史・文化・食材などを広くPRしていきたい。

### 人事

収入役の選任に同意

芝田敏捷氏(金屋)

### 意見書を可決

本定例会において、意見書一件を可決し、関係行政庁へ提出しました。その要旨は次のとおりです。

●保育料の保護者負担軽減のために国の財政措置の充実を求める意見書

少子・高齢化の到来が予測をこえるスピードで進んでいる中、保育所利用に対する要求はますます高まっている。しかしながら、一方で保育料はわれわれ市民の一般常識とはかけ離れて高額であり、加えて延長保育等の保育料が別途徴収されるなど、保育経費が家計に及ぼす影響が大きくなっている。以上のことから、だれもが安心して保育所に預けられるよう次の事項について改善することを強く要望する。

### 記

一、保育所徴収金基準額を大幅に引き下げ、保護者負担の軽減が図られるよう国の財政措置を行うこと。

二、保育所徴収金基準額の年齢区分については、現行制度を維持し、ゼロ歳児などの別建てを行わないこと。



政治倫理条例に違反  
議長に報告

浜岸利一議員が、小浜市議会議員政治倫理条例に違反している疑いが生じたため、十一月十五日、同条例の規定に基づき七名の議員による政治倫理審査会を設置しました。審査会では、五回にわたり関係法令・資料等のチェック、当該議員・市関係部局の責任者の事情聴取等、厳正な調査・審査を行いました。その結果、次の事実を確認したもので、十二月十五日、同条例第二条第一項第三号に違反していることを議長に報告しました。

〈確認事項〉

一、浜岸議員は、平成八年四月四日から、平成十二年八月三十日までの間、会社の監査役に就任していた。

二、右記の会社は、平成十一年四月一日の倫理条例施行後、当該議員が監査役を辞任するまでの間、市が執行する土木工事の一般競争入札に四十五回参加し、うち五件を落札して市と契約を締結していた。

議長は、審査会からの報告を全員協議会において公表す



るとともに、十二月二十一日、浜岸議員・当該会社に対し、文書で厳重注意処分を行いました。また、小浜市建設業会に関係法令等の遵守を、村上市長に入札参加業者へ法令等の遵守の徹底と入札体制・チェック機能の強化を申し入れました。

◎小浜市議会議員政治倫理条例第二条第一項第三号

議員、議員の配偶者、父母、子もしくは兄弟姉妹が役員をしている企業または議員が実質的に経営に携わる企業は、前号に規定する工事等に関して契約をしてはならない。

「政務調査費交付  
条例等検討委員会」  
および  
「市町村合併研究会」  
を設置

本市議会では、議会内の自主的な調査、研究および研修を行うため、十二月二十一日、みだしの委員会・研究会を発足しました。

政務調査費交付条例等検討委員会では、地方自治法の改正により、調査費を交付する場合は、条例に基づき交付することが必要となったため、十三年三月定例会の上程を指して交付対象・方法・額等について、その素案づくりに取り組みます。また、同委員会では、議会ホームページの掲載内容の検討、IT研究、議会だよりの編集方法等についても検討を行います。

市町村合併研究会では、合併特例法をはじめ、合併によるメリット・デメリットを研究するなど、広く知識を得るとともに研修会・講演会等を開催し、議会全体のレベルアップを図ります。それぞれの構成員は次のとおりです。

■政務調査費交付条例等  
検討委員会

- ◆委員長 石橋和彦
- ◆副委員長 深谷嘉勝
- 池田英之
- 荒木弘
- 池尾正彦
- 山口貞夫

■市町村合併研究会

- ◆会長 松尾剛
- ◆副会長 清水正信
- 西本正俊
- 富永芳夫
- 岡橋正昭
- 木橋正昭

【編集後記】

平成十年六月定例会から、CATVで議会を放映しておりますが、より鮮明な画面を提供できるよう、そして質問内容等をテロップで流し、また集音マイクを設置し、さらにカメラ移動を頻繁にするなど、議会内の雰囲気がお茶の間へお届けできるように、いろいろ取り組んでまいりましたがいかがでしょうか。ご意見を賜りたいと存じます。市民の皆様様に議会を理解していただき、身近なものとしていくため、今後、さらに改良を重ねてまいります。

3月定例会は次の日程で開催される予定です。

平成13年  
第1回(3月)定例会日程(案)

- 会期 3月 6日(火)～23日(金)
- 議案上程 3月 6日(火)～ 7日(水)
- 一般質問 3月13日(火)～14日(水)
- 委員会審査 3月15日(木)～19日(月)